

広告

# 「相続2024年問題」

日本では1年間に亡くなる人の数が右肩上がりで増え、2021年は約144万人に上った。亡くなる人が増えれば相続の発生件数も増えるため、相続は誰にとっても身近なものになっている。一方で、「2024年問題」といわれるほど相続にかかる法律や税制の大きな改正が相次いでいる。個人では対応が困難なことも多く、相続対策には専門家の助言が不可欠だ。相続に特化したランドマーク税理士法人なら、適切なアドバイスが受けられる。

## 相続した不動産の登記が義務化される

相続に関する大きな法改正の一つが「相続登記の義務化」だ。不動産は登記することで第三者に所有権を主張できる。だが登記は義務ではないうえ手続き時間と費用がかるため、相続で土地の所有権を取得しても登記しないケースが多い。相続登記がされない土地は相続人の共有となり、相続人が亡くなるとさらにその相続人の共有となる。いうふうに、ネズミ算式に共有者が増えて放置される。そのような土地が日本全体の約2割を占め社会問題となっていることから、民法と不動産登記法が改正され、2024年4月から相続登記が義務化される。相続で不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを見直した3年以内に相続登記をしなければならず、正当な理由なく

これに違反した場合は10万円以下の過料の対象となる。

遺産分割協議に時間がかかる場合などは、相続人のうちの1人が「相続人申告登記」を行うことで登記義務を果たしたとみなす制度も設けられた。

相続登記の義務化に伴って

「相続土地国庫帰属制度」が新設された。相続や遺贈で取得した不要な土地を国に引き取つてももらえる仕組みで、23年4月27日からスタートしている。月27日からスタートしている。不要な土地がある場合に、その土地を管轄する法務局に1筆当たり1万4000円の審査料を納付して申請すると調査が行われる。その結果、一定の条件（その土地の上に建物がない、担保が設定されていない、境界が確定しているなど）を満たしていると承認が得られ、土地の10年分の管理費用（原則として1筆20万円）を納付すると

生前贈与は相続税対策として比較的取り組みやすい。贈与することで財産を減らし

ておけば、相続税の負担軽減につながるからだ。これについても大きな改正があった。

贈与を受けた人には贈与税が課税される。贈与税は1人が1年1月1日から12月31までの1年間に受け取った財産の合計額をもとに1年ごとに計算する「暦年課税」だが、110万円の基礎控除（非課税枠）以下の贈与なら税金はからない。そのため、110万円以下を複数回あれば複数人に贈与する相続税対策が広く行われている。

ただし、相続直前の駆け込み贈与を防止するために、相続前3年間に行われた贈与については、その財産額を相続財産に加算する。これを「持ち戻し」という。

27年1月からこの持ち戻しの期間が段階的に延長されて31年1月からは7年となる。

延長された期間については、贈与された財産額から100万円を差引いたものが相続財

うなケースでは、暦年課税による贈与で相続税を軽減するのが難しくなった。すでに取り組んでいる相続税対策の見直しが必要なケースもあるだろう。

また、持ち戻し期間の延長が段階的であることや100万円の控除ができたことで仕組みが複雑になり、使いづらくなつたといえる。

## 相続税対策には専門知識が必要

タワーマンションは実際の購入価格より相続税評価額が大幅に低いことから、相続税対策として購入されるケースが目立つが、それが行き過ぎだとして、来年には相続税評価額の計算方法が変わる見通しで、タワーマン投資に一定の歛止めがかかることになる。個人で改正内容をすべて正しく把握するのは難しいので、相続税対策を立てるときは専門知識のあるプロに相談することが欠かせない。

このように、2024年は相続・贈与にとって大きな節目となる。個人で改正内容をすべて正しく把握するのは難しいので、相続税対策を立てるときは専門知識のあるプロに相談することが欠かせない。

ランドマーク税理士法人は相続に特化した専門家集団として25年以上にわたって相続の相談に応じており、累計7500件を超える相続税の申告実績は国内トップクラスだ。

400人を超える専門家を擁し、相談者一人ひとりに最適な対策を提案している。税務無料相談会やセミナーを定期的に開催しているので、相続税対策を考えている人は気軽に参加してみるといいだろう。

## 定例セミナー開催 要予約 テーマ「相続2024年問題」

日時：12月11日(月)14:00～16:00

(セミナー1時間・個別相談1時間)

会場：新横浜セミナールーム

神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

随時開催 [要予約]

## 税務無料相談会

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて顶くために、財産の概算額がわかるもの（メモ書きでも可）・固定資産税の課税明細書・確定申告書をお持ちください（要予約）。

日時：毎週火曜日 ①9:30～10:30 ②13:00～14:00 ③16:00～17:00

会場：東丸の内事務所/町田駅前事務所/新松戸駅前事務所

日時：毎週水曜日 ①9:30～10:30 ②13:00～14:00 ③16:00～17:00

会場：新宿駅前事務所/横浜駅前事務所/大宮駅前事務所

日時：毎週木曜日 ①9:30～10:30 ②13:00～14:00 ③16:00～17:00

会場：池袋駅前事務所/武蔵小杉駅前事務所/新横浜駅前事務所

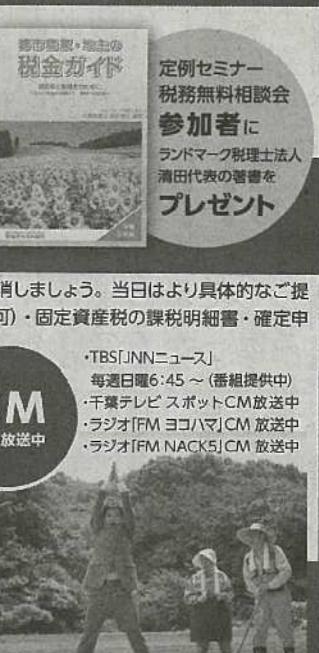
セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで

TEL.0120-48-7271

平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～18:00 日曜・祝日 10:00～17:00

YouTubeショート更新中

弊社税理士清田幸佑が「相続2024年問題」についてポイントを解説！



## ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。



税理士 清田 幸佑	税理士 平塚 一成	税理士 松下 豊	税理士 押山 満	税理士 石丸 司	税理士 小倉 正裕	税理士 清田 幸弘	税理士 金子 守	税理士 大坂 裕彦	税理士 岡山 敦	税理士 植松 勉	税理士 永瀬 寿子	税理士 杉山 貴紀
（経理・監査部門）												

日本では1年間に亡くなる人の数が右肩上がりで増え、2021年は約144万人に上った。亡くなる人が増えれば相続の発生件数も増えるため、相続は誰にとっても身近なものになっている。一方で、「2024年問題」といわれるほど相続にかかる法律や税制の大きな改正が相次いでいる。個人では対応が困難なことも多く、相続対策には専門家の助言が不可欠だ。相続に特化したランドマーク税理士法人なら、適切なアドバイスが受けられる。

この改正によって、相続までの期間が短いと予測されるよ

産を加算される。

この相続税対策は24年

に相続税額を相続財産に加算され、その後に届出書を提出、その相続税額が相続税額により少なければ差額を納付、多ければ差額が還付される。

相続税対策は贈与財産が相続財産に加算されるため、相続税の軽減にはつながらず、最初に届出書を提出、その後に届出書を提出が必要となる。

この相続税対策は24年